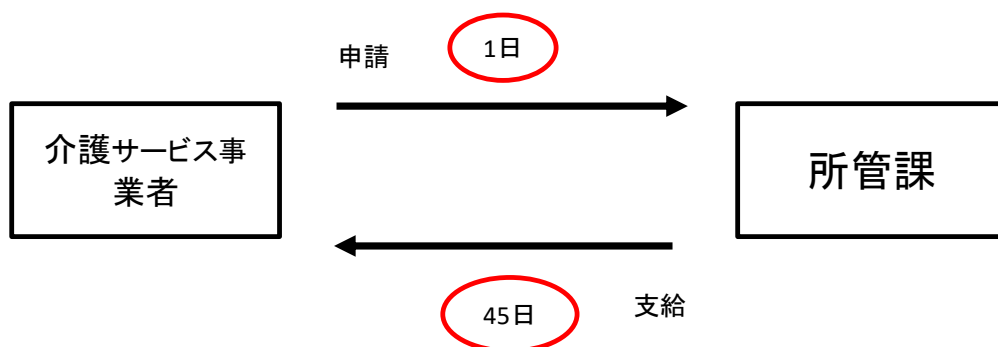


## 審査基準及び標準処理期間整理個表

|            |   |     |
|------------|---|-----|
| 処 分 名      | 住宅改修支援費の支給  |     |
| 処 分 の 概 要  | 居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター又は松山市地域包括支援センターの介護支援専門員等が行う業務のうち介護報酬で対応することができない住宅改修費支給申請に係る理由書作成業務について、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支援費を支給する。   |     |
| 根 拠 法 令 名  | 松山市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支援費支給要綱  |     |
| 条 項        | 第3条～第5条   |     |
| 所 管 課      | 介護保険課   |     |
| 経由機関での処理期間 |   | なし  |
| 所管課での処理期間  |   | 45日 |
| 標準処理期間     | 計   | 45日 |
| 判断基準       | 松山市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支援費支給要綱第3条に該当する者   |     |
| 【根拠法令等】    | 松山市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支援費支給要綱  |     |
|            | <p>（支給対象者）</p> <p>第3条 住宅改修支援費の支給対象者は、本市の介護保険被保険者のうち、住宅改修費の支給対象となる住宅改修を行った要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）に対し、住宅改修費支給申請書に添付する理由書を作成した介護支援専門員等が所属する介護サービス事業者（次に掲げる者を除く。）とする。</p> <p>(1) 当該要介護者等に係る当該住宅改修の着工日の属する月分の居宅介護支援費を受給する者</p> <p>(2) 当該住宅改修の着工日の属する月に、委託を受けて当該要介護者等に介護予防支援を提供したことにより、当該月分の委託の費用を受ける者</p> <p>（住宅改修支援費の額）</p> <p>第4条 住宅改修支援費の額は、住宅改修費の支給申請1件につき2,000円とする。住宅改修支援費の額は、住宅改修費の支給申請1件につき2,000円とする。</p> <p>（支給の方法）</p> <p>第5条 住宅改修支援費の支給を受けようとする介護サービス事業者は、介護保険居宅介護住宅改修支援費の支給を受けようとする介護サービス事業者は、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支援費支給申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、介護保険居宅介護（介護予があったときは、その内容を審査し、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支援費支給・不支給決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するも防）住宅改修支援費支給・不支給決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。のとする。</p> <p>3 市長は、支給を決定した場合には、申請者の請求により住宅改修支援費を支払うもの市長は、支給を決定した場合には、申請者の請求により住宅改修支援費を支払うものとする。</p> |     |

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。